

運輸関係事業功労者局長表彰について

選考基準

- ①自動車事業の役員として15年以上、又は、団体の役員として12年以上、若しくは、当該事業又は団体に30年以上勤続（うち役員2年以上）し、その功績が顕著な年齢50才以上の現にその職にある者で、過去に運輸支局長の表彰を受けた者。
- ②その他自動車事業の発達改善に尽力し、その功績が特に顕著な者（又は団体）。
 - ・対象事業の例
 - (1) 交通需要創造等に寄与している者又は団体
 - (2) 安全安心確保や防災対策等への高度な取り組みをしている者又は団体
 - (3) グリーン経営を積極的に推進している者又は団体
 - (4) 低公害車の率先導入に積極的に取り組んでいる事業者
 - (5) バリアフリー化等に積極的に取り組んでいる者又は団体
 - (6) 物流事業の効率化・発達改善等に貢献している者又は団体
 - (7) その他交通に係わる事業に積極的に取り組み、運輸の発展に特に寄与している者又は団体

注意事項

- ①「事業の役員」とは、取締役相当以上又は、経営責任者をいう。
- ②「団体の役員」とは、理事等（理事制のない場合の理事相当職及び専務理事制のない場合の事務局長等を含む。）以上の役職をいう。
- ③「当該事業又は団体に30年以上勤続」として表彰する者は、事業又は団体の役員であって、その期間が2年以上の経歴を有するものに限る。
- ④年令、年数は、表彰日現在で計算する。
- ⑤被表彰候補者（以下「候補者」という）は、原則として事業経営者又は団体の長が推薦する者に限る。但し、候補者が経営者又は、団体若しくは団体の長の場合は、各部長又は、各支局長が推薦者となって差し支えない。
- ⑥候補者は、過去1年以内に局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。
- ⑦候補者は、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者。
- ⑧選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者など、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。
- ⑨同一の事業者又は団体からの候補者の推薦は、原則として1名とする。

以上